

答 申 第 4 5 号
令和 4 年 3 月 29 日

仙台市教育委員会 御中
(教育局教育人事部教職員課扱い)

仙台市個人情報保護審議会
会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第 41 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

令和 3 年 7 月 14 日付け R3 教教教第 1186 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 54 号

「〇〇中学校側がいじめ被害生徒〇〇の父親に係る『人物照会』等を行い問い合わせた苦情(クレーム)等々を記録した市教委教職員課の記録及び調査記録等々。また、教諭、学校及び市教委が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

答申第 45 号
(諮問第 54 号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、「〇〇中学校側がいじめ被害生徒〇〇の父親に係る『人物照会』等を行い問い合わせた苦情（クレーム）等々を記録した市教委教職員課の記録及び調査記録等々。また、教諭、学校及び市教委が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 30 年 12 月 28 日付けで個人情報非開示決定（以下「原処分」という。）を行ったことについて、その処分の取消しを求めたものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

請求人の父は、当時の勤務先の上司である〇〇小学校の校長から、〇〇中学校が教職員課に対して「人物照会」等を行っており、これを受けた教職員課が〇〇小学校長に対して問い合わせを行ったことを聞いている。内容は、平成〇年〇月〇日に行われた請求人に対するいじめ事案に係る謝罪の会における請求人の父の対応についてであり、「教職員課には問い合わせの記録があり、それを読み上げていた」とのことであった。

実施機関は「学校との間で電話等にて連絡、質問等のやりとりを行う際、その全てについて記録等を作成しているわけではない」と主張しているが、本件は単に「学校との間で電話等にて連絡、質問等のやりとり」をしているのではなく、教職員課が記録を作成したうえで〇〇中学校長に対して回答を行っているのだから、その記録等が存在しているはずであると考え、社会通念においても妥当である。

本件について請求人の父は実施機関に対して文書等で再三問合せを行っており、「調査は行っている」と回答も受けていることから、実施機関は作成した調査結果を開示すべきである。

また、請求人側が開示請求した文書は、条例上の非開示情報には該当しないため、開示されるべきである。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

請求内容に対応する個人情報（〇〇中学校が教職員課に対して行った請求人の父に係る人物照会の記録等）については、開示請求を受け実施機関において該当する文書を探したものの、当該人物照会の有無を含め、これに係る事実を確認できる記録等は発見できなかった。よって、対象

個人情報に記載された公文書は不存在である。

なお、教職員課においては、学校との間で電話等にて連絡、質問等のやりとりを行う際、その全てについて記録等を作成しているわけではなく、単に口頭で対応することも多い。仮に請求人がその存在を主張するような人物照会が行われていたとしても、これに係る記録を作成しないことは通常の対応として十分あり得ることであり、当然にその記録が残っていなかったとしても何ら不自然なことではない。

5 背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張、並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月〇日に請求人（当時1年生）が在籍していた〇〇中学校の校内において、同級生から運動着ジャージパンツを下ろされる等の事案が発生した。
- (2) 同日の夜に、〇〇中学校において(1)の事案についての謝罪の会が行われた。

6 審議会の判断

(1) 対象個人情報の保有の有無について

実施機関は、請求人が開示を求めるような対象個人情報を記載した公文書は作成しておらず存在しないとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らしても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張するので、当審議会では条例第48条第4項の規定に基づき、実施機関に対し以下のとおり見分調査を行った。

ア 教職員課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求を受け令和3年10月1日に見分調査を行った。また、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第43号から同第47号までの審議の過程においても見分調査を行っている。これらの調査は、いずれも請求人及びその家族への対応に係る記録を対象としており、二回の調査によって、教職員課執務室に保管されている全ての記録を確認した。

イ 教育相談課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第43号から同第47号までの審議の過程で、請求人及びその家族への対応に係る全ての記録を確認した。

ウ 〇〇中学校に保管されている一連のファイル及び同校が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報一部開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第36号及び同第37号の審議の過程で、請求人への対応に係る全ての記録を確認した。

これら全ての調査の結果として、請求人に対し既に別途開示された文書以外には、本件対象個人情報を含む文書又は電磁的記録を発見することはできなかった。

(2) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 54 号)

年 月 日	内 容
令和 3. 7. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた ・ 実施機関（教育局教育人事部教職員課）から弁明書の提出を受けた
3. 7. 15 (令和3年度第3回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に係る審議を行った
3. 7. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から反論書の提出を受けた
3. 7. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から反論書の提出を受けた
3. 8. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
3. 10. 28 (令和3年度第6回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
3. 12. 24 (令和3年度第8回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に係る審議を行った
4. 3. 1 (令和3年度第9回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に係る審議を行った